

## Newsletter

November 2016

### クオーターリー・コンプライアンス・ ニュースレター Vol. 2

#### はじめに

ベーカー&マッケンジー法律事務所のアジア・パシフィック地域コンプライアンス・ニュースレター Vol.2 をお届け致します。本ニュースレターでは、特に、①中国における新しい汚職防止規制、②タイにおける刑事の汚職及び不正事件を対象とした特別法廷の設立、③インドネシアにおける汚職撲滅のための米国・インドネシアパートナーシップの新しい取り組みについてご紹介致します。更に、フィリピン及びベトナムにおける法制についての最新情報もお届け致します。

#### 中国

##### 新しい司法解釈が賄賂事件の基準と制裁を明確化

最高人民法院及び最高人民検察院は、公務員（政府の役人を含む）及び商業賄賂事件に対する量刑基準の明確化を含む、「汚職及び賄賂に関連した刑事事件を取り扱う際の法の適用に関する事項の解釈」を公表しました。2016年4月18日に公表された本解釈は、2015年の終わりに改正された刑法（「第9次修正」）を補完し、中国における継続的な反汚職運動を強化するものです。

本解釈は刑法の贈賄規定がいかなる場合に、どのように適用され執行されるのかについて有益な実務上の指針を示すものです。中国においてビジネスを行う多国籍企業は、法執行の状況を確認し、同国における反汚職の取り組みの状況を注視する必要があります。

本解釈の主要なポイントは下記の通りです：

- 「賄賂」の定義が、金銭的価値を有する重要な利益及び対価として金銭の支払いを要すべき利益（メンバーシップや旅行等）等の無形の利益を含むものに拡張された。
- 「他人のために違法な利益を追求すること」の定義が以下を意味するよう解釈されている：①贈賄者が収賄者の義務又は職務範囲に特別なビジネスのコネクションを有することを知りながら、②贈賄者の利益を実際に追求し、又は追求する旨約束し、③収賄者が職務を履行した後にかかる職務の報酬として金銭又は財産を受け取ること。
- 更に、公務員が、自己の職務の履行に影響を与え得る、累積価値が3万人民元を超える金銭又は財産を自己の支配下又は自己の管轄下にある者に対して要求し、又は受け取った場合、これは他人のために利益を追求する約束をすることとみなされる。

- 量刑基準（死刑が科されるべきか否かについて決定する際に適用される基準を含む）が明確化された。特に下記が注目される：

#### 公務員による賄賂の收受

- (a) 賄賂の額が1万人民元以上3万人民元以下であって、収賄者に「比較的深刻な」加重事由が存在する場合、又は(b) 賄賂が3万人民元以上20万人民元以下の場合は、3年以下の禁錮及び10万人民元以上50万人民元以下の罰金が科される可能性がある。
- (a) 賄賂の額が10万人民元以上20万人民元以下であって、加重事由が存在する場合、又は(b) 賄賂が20万人民元以上300万人民元以下の場合は、3年以上10年以下の懲役及び20万人民元から收受した利益の2倍の額までの間の罰金が科される可能性がある。
- (a) 賄賂の額が150万人民元以上300万人民元以下であって、加重事由が存在する場合、又は(b) 賄賂の額が300万人民元以上の場合は、10年以下の懲役、終身刑、又は死刑及び50万人民元から收受した利益の2倍の額までの間の罰金が科される可能性がある。

#### 公務員に対する賄賂の供与

- 3万人民元以上の賄賂が公務員に支払われた場合、又は賄賂の額が1万人民元以上3万人民元以下であって、加重事由が存在する場合（とりわけ、収賄者が司法又は医療若しくは食品の安全を担当する公務員である場合を含む）は、3年以下の懲役及び罰金が科される可能性がある。
- 賄賂が公務員に支払われた場合であって、かつ、下記(1)～(3)のいずれかを満たす場合には、5年以下の懲役及び罰金が科される可能性がある。(1) 賄賂の額が50万人民元以上100万人民元以下であって、加重事由が存在する場合、(2) 賄賂の額が100万人民元以上500万人民元以下の場合、(3) 国家が100万人民元以上500万人民元以下の損害を被った場合。
- 賄賂が公務員に支払われた場合であって、かつ、下記(1)～(3)のいずれかを満たす場合には、下記10年以下の懲役、罰金及び財産の没収が科される可能性がある。(1) 賄賂の額が250万人民元以上500万人民元以下であって、加重事由が存在する場合、(2) 賄賂の額が500万人民元を超える場合、(3) 国家が500万人民元を超える損害を被った場合。

#### 商業賄賂：賄賂の收受

- 賄賂の額が6万人民元を超える場合は、5年以下の懲役が科される可能性がある。商業賄賂の額が40万人民元を超える場合は、5年を超える懲役及び個人財産の没収が科される可能性がある。

## 商業賄賂：賄賂の供与

- 6万人民元を超える賄賂を提供した場合は、3年以下の懲役が科される可能性がある。商業賄賂が200万人民元を超える場合は、3年以上10年以下の懲役が科される可能性がある。

## タイ

### 刑事の汚職及び不正事件を対象とした特別裁判所の設立

2016年10月1日に汚職及び不正事件に特化した中央刑事裁判所が設立されました。これは現行の法制の下で、汚職事件を審理するための特別裁判所です（最高裁刑事部の審理対象となる政治家等に関する事件を除く）。

同特別裁判所は以下の事件を審理対象とします。

- 公務員による不正な職務遂行
- 公務員によるマネーロンダリング、入札及び民間企業・政府セクター間のジョイントベンチャーに関連する違反、及びその他の汚職及び違法行為
- 賄賂を要求し、受領し、許容し、又は供与する行為、及び公務員に一定の職務を行わせ、又は行わせないようにするために、脅迫し、強制し、又は影響力を行使したことにより訴追された個人を審理する事件
- 意図的に資産の申告を拒み、虚偽の資産申告をし、又は申告すべき資産を隠ぺいしたことにより訴追された個人を審理する事件
- 過剰な財産又は資産の増加を理由とした資産差し押さえ事件
- 管轄対象となる事件における共犯、教唆犯、幫助犯
- 管轄対象となる事件から派生したその他の事件

同特別裁判所の裁判官は、反汚職の分野で少なくとも10年の経験を有していなければならないとされています。また、通常の裁判所の有する権限に加え、証人リストに記載されていない証人を召喚し、尋問する裁量権限及び資産（汚職又は不正から生じた財産又はその他の利益を含み、それはこれらの行為から得られる利益を含む）を没収するためのより広範な権限などの、手続上、特別に認められた権限を有しています。

上級審への控訴手続きは、通常の刑事事件と変わりません（但し、被告人が勾留されていない場合には、控訴の申立てに際しては被告人の出廷が義務付けられる点は異なります）最高裁判所への上告は、最高裁判所の許可に従うこととなり、被告人は最高裁判所が審理すべき正当な理由の存在を立証しなければなりません。

本ニュースレターに  
関するお問い合わせ先



西垣 建剛  
パートナー（東京）  
03 6271 9473  
[kengo.nishigaki@bakermckenzie.com](mailto:kengo.nishigaki@bakermckenzie.com)



立石 竜資  
アソシエイト（東京）  
03 6271 9705  
[ryosuke.tateishi@bakermckenzie.com](mailto:ryosuke.tateishi@bakermckenzie.com)



オリバー・マッケンティ  
アソシエイト（東京）  
03 6271 9511  
[oliver.mcintee@bakermckenzie.com](mailto:oliver.mcintee@bakermckenzie.com)



Simon Hui  
パートナー（上海）  
+86 21 6105 5996  
[simon.hui@bakermckenzie.com](mailto:simon.hui@bakermckenzie.com)



Timothy P. Breier  
パートナー（バンコク）  
[timothy.breier@bakermckenzie.com](mailto:timothy.breier@bakermckenzie.com)



Hendronoto Soesabdo  
パートナー（ジャカルタ）  
+62 21 2960 8610  
[hendronoto.soesabdo@bakernet.com](mailto:hendronoto.soesabdo@bakernet.com)

## インドネシア

### 反汚職の取り組みにおける米国とインドネシアのパートナーシップ

インドネシア法務人権省は、インドネシアの反汚職の取り組みを強化するための5か年プログラムである汚職撲滅プログラムを実施するために、米国国際開発庁及びその他15の政府機関との間でパートナーシップ協定を締結しました。本プログラムは、汚職を防止するためにインドネシア政府及び市民社会に対し継続的サポートを提供するため、2,080万ドルの資金を受け取ることをその内容とするものです。本パートナーシップ協定には、Indonesia Corruption Watch (ICW)のようなNGOも参加しています。CEGAHは汚職撲滅のための方策として、政府機関による説明責任の強化を重視しています。また、CEGAHは各政府組織間が進めている反汚職への取り組みを統合し、健康、教育、林業、漁業及び公共事業等の政府の基幹プログラムを評価する監査人と調査員の能力を開発することを目指しています。汚職防止の取り組みにおいて、各種の利害関係者を含めることにより、さらなる透明化及び責任の明確化が進められることが期待されています。

### 贈賄者に社会的コストを課す KPK の計画

インドネシア汚職撲滅委員会（KPK）は、贈賄者に自己の行為がもたらした社会的コストを反映した賠償金を支払わせる案を提案しました。この賠償金には間接的及び直接的費用の双方を含みます。直接的費用は、矯正活動に加え、捜査、起訴、法廷での審理から生じる費用を含みます。間接的費用は、汚職の効果に関連する費用です。KPKによれば、社会的コストの観点を導入することにより、贈賄者は、贈賄者の行為の結果として国家が被った損害よりも多くの額の賠償金を支払うよう命じられる可能性があるとのことです。KPKは本計画が汚職防止を強化することを期待しています。

### Irman Gusman の逮捕（地方代表議会の議長）

2016年9月16日に、地方代表議会の議長である Irman Gusman が砂糖の輸入に関する汚職への関与の疑いにより逮捕されました。Gusman氏は、Xaveriandy Sutanto 容疑者と Memi 容疑者とともに逮捕されました。逮捕の間、KPKは1億ルピア（およそ7,600ドル）を Imran 氏から押収しましたが、これは、西スマトラの砂糖輸入割当を操作したことに対する見返りであったとされています。Irman氏は、CV Semesta Berjaya の取締役である Sutanto氏から、砂糖の輸入割当を増やすためにインドネシア国家物流機関に同社を推薦するよう依頼を受け、賄賂を受け取ったとされています。また、KPKは国家が総額1兆1,200億ルピアの損害を被るに至った、生体認証カード「e-KTP」に関連する汚職事件における参考人としても Imran 氏を取り調べています。

## フィリピン

### 汚職事件の判決区分の延長

収賄及び汚職行為防止法（the Anti-Graft and Corrupt Practices Act）としても知られる共和国法第3019号（the Republic Act No. 3019）における懲役の長期が15年から20年に延長されました。

### 汚職及び悪政防止ホットラインの設置

汚職撲滅に向けたドゥテルテ新政権の方針に従って、政府は汚職、公務の不振、及び未完成の政府プロジェクトを含む、政府組織及び公務員に対する苦



Miguel Galvez  
パートナー (マニラ)  
+63 2 819 4950  
[miguel.galvez@quisumbingtorres.com](mailto:miguel.galvez@quisumbingtorres.com)



Camille Bianca Gatmaitan  
アソシエイト (マニラ)  
+63 2 819 4914  
[camillebianca.gatmaitan@quisumbingtorres.com](mailto:camillebianca.gatmaitan@quisumbingtorres.com)



Chi Anh Tran  
アソシエイト (ホーチミン市)  
+84 8 3520 2625  
[chianh.tran@bakermckenzie.com](mailto:chianh.tran@bakermckenzie.com)



Thuy Duong Van  
アソシエイト (ホーチミン市)  
+84 8 3520 2696  
[thuyduong.van@bakermckenzie.com](mailto:thuyduong.van@bakermckenzie.com)

ベーカー&マッケンジー  
法律事務所 (外国法共同事業)

〒106-0032  
東京都港区六本木 1-9-10  
アークヒルズ仙石山  
森タワー28F  
Tel 03 6271 9900  
Fax 03 5549 7720  
[www.bakermckenzie.co.jp](http://www.bakermckenzie.co.jp)

情を国民が報告するために 24 時間利用可能な「ホットライン 8888」を設置しました。ホットラインを管理する 行政事業委員会 (The Civil Service Commission) は、通報を受けた場合には、適切な対応を求めて関連の政府機関に当該苦情を伝えます。

## ベトナム

### 新刑法の導入の遅延

第 1 回のニューズレターで、刑法の改正 (賄賂防止に関連する規定を含む) が 2016 年 7 月 1 日に予定されているとお知らせしましたが、改正法の施行は来年まで延期されました。